

# 「派遣切り」マツダの雇用実態を告発

# 「一般論として違法」

## 日本共産党仁比議員の追及に厚労相が答弁



**労働条件を派遣先の大企業が決めている(仁比)**  
**派遣先が賃金その他を決めるのは一般論として法違反(厚労相)**

■ ランク 制度

ランク	スタンダード			ハイポジション
	C	B	A	S(任命制)
時給	1,000円	1,100円	1,150円	1,250円

派遣契約期間  
 ・C、B、A・・・1ヶ月間  
 ・S・・・1年間

正社員 中途採用時の特別推薦  
 「技能系正社員中途採用において、SまたはAランクで優秀な方について、特別な枠と基準を設け、部門推薦に基づく採用を行います。」

仁比氏は、マツダの派遣労働者の雇用実態を、同社の「派遣就労ガイドブック」をもとに告発。『ランク制度』なる労務管理の実態を示し、派遣社員はマツダ社員の評価にもとづいて勤務をC、B、A、Sなど四段階にランク付けされ、これに応じた時給や派遣契約期間、正社員登用まで決まる仕組みが作られていると指摘。

仁比 派遣された労働者の昇給昇格、雇用期間、正社員登用の前提条件(など、派遣会社が決めるべき)こういう根幹の労働条件を派遣先の大企業が決めるといってもいい話。

舛添厚労相 個別企業の案件には答えられないが、一般論として、派遣先が賃金、その他を決めることは職業安定法四四条違反となる。

### 派遣社員を順次三ヶ月と二日だけ

「サポート社員」にして恒常的に使う(仁比)

直接雇用の先に派遣就労を予定している場合は法違反(厚労相)

仁比氏は、派遣労働の受け入れ期間を最長三年と定めている労働者派遣法の規定を逃れるため、マツダが派遣社員の「雇用形態換え」を行っている実態を告発。三ヶ月を超えて派遣を受け入れない期間(クーリング期間)があれば、継続した派遣とみなさないと厚労省指針を利用し、派遣社員を順次三ヶ月と

一日だけ「サポート社員」(期間社員)にして派遣労働者を恒常的に使う手口をとっていました。

仁比 こんな常用代替は断じて許されない。

厚労相 クーリング期間中に直接雇用しても、その先に派遣就業させることを予定している場合は(職業安定法)四四条に違反する。

### 派遣切りの中止・撤回の指導を(仁比)

仁比氏は、マツダでは職制が「トヨタでもやっているので勘弁してほしい」という三言で派遣切りを行っている。マツダの内部留保は四千三百億円にのぼり、今年度通期ではダブル期を超える五百億円の利益を見込んでいることを指摘。

仁比 明白な違法に対しては、個別企業に対しても、単なる要請でなく、派遣切りの中止・撤回を指導すべきだ。

麻生首相 個別案件に答えられない。言われた事態は、この会社に限らずいろいろあると想像。当面、住居など対応していく。

